精神性以外の疾患の場合（身体の故障の場合）

療養休暇について

週休日を除き連続する６日以上の場合、医師の診断書(様式は医師の任意書式)によって療養休暇を承認する。療養休暇は最長90日まで認められる。療養休暇が１ケ月以上わたる場合は「長期療養休暇者について(服様式３)」を提出する。１ケ月以上の療養休暇後に職場復帰する場合には「長期療養休暇終了について(服様式４)」を提出する。

休職について

療養休暇90日経過後に引き続き長期の療養を要する場合は、休職発令予定日の50日前をめどに休職審査の手続きをする。この場合の診断書は「診断書　(その他の疾患用)　人様式24－１」を用いること。審査会からA１の事後措置を指示されたら休職を内申する。

なお、休職に入る場合も・期間更新する場合も・復職する場合のいずれも

「まず審査を受け」→「事後措置の指示に従い」→「内申する」という流れを取る。

休職期間は１年を超えず、かつ通算３年を超えない範囲で内申する必要があり、更新も同様である。このため、休職期間は１年単位で内申することが多く、例えば休職期間が満１年を経過しても回復しないときは、更にもう１年期間更新をする。休職した日から引き続き３年を超えない範囲まで休職を更新していくことができる。

(※ 結核は「延長」、それ以外の疾病は「更新」という)

身体の故障の場合は、精神性疾患のように６ヵ月ごとの観察報告書を提出する必要はないが、病状が当初より早く好転することもあるので、日頃から本人と連絡を取っておくこともよい。

療　　　 　 休　　　　　　　　　　 休　　　　　　　 　退　　　　　 　 退

休　　　 　 職　　　　　　　　　 　 職　　　　　　　 　職

開　　　 　 開　　　　　　　　　 　 ２　　　　　　　 　内　　　　　　 職

始　　　 　 始　　　　　　　　　 年　　　　　　　　 申

　　　　　　 　　　　　　　　　　 目

令和７年　　　　 　　　　　　　　 　　 　 　 　　令和８年　　　 　　 　令和９年　　　　　　　令和９年

７　　　　　 １０　　　　　　　　　 　　 　　１０　　　 　　 　　　　 　１　　　　　 　 　　　　３

・　　　　 　 　・　　　　　　　　　　 　　 　　・　　　　　　　　 　　　 ・　 　　　　　　 　　・

１６　　　　 　１４　　　　　　　　 　　 　　　１４　　　 　　　　　　 　頭　　　　 　　 　　 ３１

▼　 ９０日　　 ▼　　　　　　 １年　　　　　　▼　　　２年　　　　　　　▼　　　　　　　　　　　▼

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 療養休暇 | 休　　　職 | | 退  職 |
| 給料  100％支給 | | 休職（１，２年目）  給料　80％　支給 | |  |
|  | 期末勤勉報告　(6月・12月) | | |  |
|  | 年末調整　( ７年・８年・９年)  　　　　　　　傷病手当金の該当確認  　　　　　　 　　３年特例計算結果報告（共済掛金） | | |  |
|  | 長期療養者報告 |  | |  |
| ※月の全日数を通勤しない場合は、通勤手当を支給しない | | | |  |
|  | | | |
|  | | 休職辞令の履歴データ確認 | 休職辞令の履歴データ確認 |  |